

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定等についての参考資料

- 資料 1 安全協定の改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 資料 2 国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）（H24.11.1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 資料 3 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（ご回答）（H25.3.15）・・・・・・・・・・ 4
- 資料 4 安全協定改定協議会の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 資料 5 「原子力防災対策に係る恒久的な財源措置」に係る中国電力との協議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 資料 6 【補足資料】中国電力からの寄附金受け入れの経過と活用状況・ 8
- 資料 7 原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（H25.11.21）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 資料 8 原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）（H25.12.17）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 資料 9 島根原子力発電所 2 号炉の新規制基準への適合性審査に係る原子炉設置変更許可について（R3.9.15）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 資料 10 中国電力株式会社島根原子力発電所 2 号炉の再稼働へ向けた政府の方針について（R3.9.15）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 資料 11 島根原発 2 号機 審査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 資料 12 島根原子力発電所 2 号炉の新規制基準適合性審査結果等に関する鳥取県原子力安全顧問会議の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

安全協定の改定

1 安全協定改定の概要

本県の安全協定については、実質的に立地自治体と同等であり、このことは中国電力にも文書(H25.3.15)で確認している。しかしながら、周辺も立地も事故が起きれば被害は同じであり、協定の文言の差異について県民や県議会に疑問の声が挙がっていることから、これまで中国電力と立地と同等の協定に改定することについて交渉を続け、8回にわたり文書による申入れを行っている。

2 鳥取県と鳥根県の安全協定の文言の差異（括弧内が鳥取県の状況）

- ①計画等に対する事前了解（事前報告）
- ②立入調査（現地確認）
- ③立入調査後の措置要求（意見表明）
- ④核燃料物質等の輸送計画の事前連絡項目（日時・経路等の詳細情報がない。）

（1）計画等に対する事前了解（事前報告）

鳥根県、松江市
<p>（計画等に対する事前了解）</p> <p>第6条 丙は、発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について<u>事前に甲及び乙の了解を得るものとする。</u></p> <p>2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、<u>事前に甲及び乙の了解を得るものとする。</u></p> <p>3 丙は、原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第43条の3の33第2項の認可を受けようとするとき及び重要な変更を行おうとするときは、<u>事前に甲及び乙の了解を得るものとする。</u></p>

鳥取県、米子市、境港市
<p>（計画等の報告）</p> <p>第6条 丁は、次の各号に掲げる事項について、甲、乙及び丙に別に定めるところにより報告するものとする。</p> <p>(1) 発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画</p> <p>(2) 原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）の重要な変更</p> <p>(3) 原子炉の廃止に伴う法第43条の3の33第2項の廃止措置計画及び同計画の重要な変更</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、<u>前項に定める報告について相互に意見を述べることができるものとする。</u></p> <p>（運用）</p> <p>第20条</p> <p>2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、<u>相互に誠意をもって対応するものとする。</u></p> <p>【運営要綱】</p> <p>（計画等の報告）</p> <p>第3条</p> <p>4 協定第6条第1項に規定する報告は甲、乙、丙及び丁それぞれの実務担当者間において行うものとする。その報告に当たっては、<u>まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、同条第2項の規定による意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行うものとする。</u></p>

（2）立入調査（現地確認）

鳥根県、松江市
<p>（立入調査）</p> <p>第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立</p>

鳥取県、米子市、境港市
<p>（現地確認）</p> <p>第11条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に<u>現地確認させるこ</u></p>

入調査させることができるものとする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に掲げる一般職の職員

(2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員

2 前前項の規定により立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれのあるときは、甲又は乙は、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。

3 丙は、第1項の立入調査に協力するものとする。

4 第1項の規定により立入調査を行う者及び第2項の規定により立入調査に同行する者は、安全確保のため丙の保安規定その他関係法令に従うものとする。

5 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲及び乙は、丙に対して立入調査を行う者(第2項の規定により立入調査に同行する者を含む。)の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

とができるものとする。

2 丁は、前項の現地確認に協力するものとする。

(3) 立入調査後の措置要求(意見表明)

島根県、松江市

(適切な措置の要求)

第12条 甲及び乙は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、丙に対して直接、又は国を通じ、適切な措置(原子炉の運転停止を含む。)を講ずることを求めるものとする。

2 丙は、前項の求めがあったときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

鳥取県、米子市、境港市

(現地確認)

第11条

(中略)

3 甲、乙、丙及び丁は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べることができるものとする。

(運用)

第20条

2 甲、乙、丙及び丁は、第5条第2項、第6条第2項及び第11条第3項の規定による意見があった場合並びにこの協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応するものとする。

(4) 核燃料物質等の輸送計画の事前連絡項目(日時・経路等詳細情報がない。)

島根県、松江市

【運営要綱】

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第5条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

(1) 丙は、甲及び乙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。

(2) 丙は、甲及び乙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。

(3) 丙は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

(4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丙は直ちにその内容を甲及び乙に連絡しなければならない。

2 甲及び乙は、丙から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。

3 連絡様式は、別に定めるものとする。

鳥取県、米子市、境港市

【運営要綱】

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第4条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。

(1) 丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。

(2) 丁は、甲、乙及び丙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。

2 連絡様式は、別に定めるものとする。



第201200118956号

平成24年11月1日

中国電力株式会社
取締役社長 荻田知英様

鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

米子市
米子市長 野坂康夫

境港市
境港市長 中村勝治

国の原子力防災対策見直しを踏まえた「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定等」の改定について（申入れ）

去る9月19日、国の原子力安全規制に関する新組織（原子力規制委員会）が発足するとともに、原子力災害対策特別措置法及び同法施行令等が改正されたことにより、既に島根原子力発電所に係る地域防災計画（原子力災害対策編）を策定していた鳥取県は、関係周辺都道府県に、米子市、境港市は関係周辺市町村に位置付けられることとなりました。

また、先に発表された原子力規制委員会（原子力規制庁）の原子力災害対策指針により、緊急時防護措置準備区域（UPZ）に鳥取県が位置付けられることになりました。

については、貴社に対し、島根原子力発電所に係る鳥取県民の更なる安全・安心の確保のため、下記のとおり島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定の改定を申し入れます。

記

- 1 安全協定を立地県・立地市並の協定となるよう改定すること。
- 2 同運営要綱第11条の規定により、実務担当者で構成される協議会を設置し、誠意ある協議を行うこと。

島原本企第4号
平成25年3月15日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
取締役社長
荻田知英

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の
改定に関する申入れについて（ご回答）

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年11月1日、貴県、米子市および境港市より、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第19条の規定により、安全協定を立地県・立地市並の協定に改定するよう申入れをいただいておりますが、今後も誠意をもって協議を継続させていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社といたしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るという安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

また、原子力災害対策特別措置法におきましては、貴県が立地県と同等の権限を有していることから、当社は同法にもとづき立地県と同等の対応を行ってまいります。

当社は今後とも鳥取県民の皆様のお安全・安心のため、安全協定の誠実な運用を行ってまいりますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

安全協定改定協議会の状況

1 改定協議会の概要

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）は、運用上は立地自治体と同様であるが、文言に差があることから、議会等から立地並みの協定に改定するよう求めがあった。（平成24年10月12日県議会決議）

平成24年11月1日、知事及び米子市長、境港市長から中国電力社長に対し、安全協定第19条に基づく立地自治体と同等の内容への協定改定について申入れ（文書）を行い、協定改定について4者の実務レベル（部長級）による協議会を開催することで同意した。

平成24年11月20日に第1回、平成25年1月23日に第2回の協議会を開催し、協定において立地自治体と文言に差がある「計画等に対する事前了解」「核燃料物質等の輸送計画の事前連絡項目」「立入調査」「立入調査後の措置要求」の4項目について協議を行った。

平成25年3月15日、中国電力から県等に対して、協定の運用においては立地自治体と同様の対応を行うと文書で回答があったことから、協定の運用上支障がないものと判断し、中国電力に改定のゴールを預けた。以後、県から中国電力に対して、8回にわたり文書による改定の申入れを行った。

令和3年9月15日、中国電力から島根2号機の新規制基準適合性審査合格の報告を受け、知事から中国電力副社長に対して、改定を具体的に進めていくための協議会の再開について要請を行い、了承を得た。令和3年10月5日に令和3年度第1回、10月22日に第2回、11月4日に第3回の改定協議会を開催し、具体的な改定の内容等について協議を継続している。

2 開催実績（令和3年度）

(1) 第1回改定協議会（令和3年10月5日）

〔出席者〕中国電力：長谷川 常務執行役員電源事業本部島根原子力本部副本部長
 籾根 執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長
 鳥取県：水中 危機管理局長
 米子市：佐小田 総務部防災安全監
 境港市：黒崎 総務部防災監

〔議題〕島根原子力発電所に関する安全協定の改定について

〔結果〕

- ・県・市から中国電力に対して、改定を求める4項目（事前報告、現地確認、意見提出、核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）の早期改定を求めた。また、改定が長期行われなかった理由及び「(事前了解権が)立地自治体固有の規定」とする発言について説明を求めた。

(2) 第2回改定協議会（令和3年10月22日）

〔出席者〕中国電力：長谷川 常務執行役員電源事業本部島根原子力本部副本部長
 籾根 執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長
 鳥取県：水中 危機管理局長、西尾 総務部長
 米子市：佐小田 総務部防災安全監
 境港市：黒崎 総務部防災監

〔議題〕第1回協議会における鳥取県、米子市及び境港市からの説明要請事項への回答について

島根原子力発電所に関する安全協定の改定について

〔結果〕

- ・中国電力から、改定について「規定（文言）を見直す」との発言があった。また、第1回改定協議会で説明を求めた事項への回答があった。
- ・改定が長期行われなかった理由については、国策として原発を受け入れ、発電所に最も近いことで様々な心配をかけた立地自治体への配慮により時間を要していること、また、事前了解権が立地自治体固有の規定とする発言については、立地自治体には公有水面埋立て等の許認可や用地取得などの施設設置の手続きにおいて包括的に理解いただいた経緯があるという事情を踏まえての発言であるとの説明があった。

(3) 第3回改定協議会（令和3年11月4日）

〔出席者〕 中国電力：長谷川 常務執行役員電源事業本部島根原子力本部副本部長
 藪根 執行役員鳥取支社長兼電源事業本部島根原子力本部副本部長
 森田 電源事業本部（立地）部長
鳥取県：水中 危機管理局長、西尾 総務部長
米子市：佐小田 総務部防災安全監
境港市：黒崎 総務部防災監

〔議 題〕 島根原子力発電所に関する安全協定の改定等について

〔結 果〕

- ・中国電力から、4項目のうち2項目（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡、現地確認）について、「協定を改定する」と回答があった。また、原子力防災財源への協力について、「一定の継続性をもった仕組みとする方向で協議を行う」との発言があった。

3 経 緯

2011(H23)年 12月25日 安全協定締結
2012(H24)年 10月12日 県議会が「島根原子力発電所に係る中電との安全協定等の改定を求める決議」
 11月 1日 知事から中電・荻田社長へ立地自治体と同等の協定改定を直接申入れ（文書）
 11月20日 第1回改定協議会開催
2013(H25)年 1月23日 第2回改定協議会開催
 3月 6日 統轄監から中電島根原子力本部長へ安全協定改定について直接申入れ
 13日 副知事から中電副社長へ安全協定改定について直接申入れ
 15日 中電・清水副社長から知事へ11月1日申入れについて直接回答（文書）

○島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の改定に関する申入れについて（ご回答）
当社といたしましては、鳥取県民の皆様の安全の確保及び環境の保全を図るといふ安全協定の目的は、立地自治体と同じものであり、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴県と同様の対応を行ってまいります。

2021(H3)年 10月 5日 令和3年度第1回改定協議会開催
 22日 令和3年度第2回改定協議会開催
 11月 4日 令和3年度第3回改定協議会開催

〔参考〕 島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定（抜粋）

第19条 この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲（鳥取県）、乙（米子市）、丙（境港市）及び丁（中国電力）は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。

（運用）

第20条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、別に定めるものとする。

「原子力防災対策に係る恒久的な財源措置」に係る中国電力との協議状況

島根原子力発電所に係る本県の原子力防災対策に要する経費のうち、国の財源措置が行われないものに対する費用について、現行の単発的な寄附金という形ではなく恒久的な財源措置となるよう中国電力に求めており、これまでに検討状況について中国電力から以下のとおり報告があった。

<中国電力の検討状況>

- 1 防災財源への協力に関しては、一定の継続性をもった仕組みとする方向で、引き続き、丁寧に協議させていただく。
- 2 今後、合意に至った場合には、協定を結ぶ方向で検討している。
- 3 なお、金額等の規模感としては、前回の寄付実績を一つの目安として検討している。

【補足資料】 中国電力からの寄附金受け入れの経過と活用状況

令和3年11月30日

1 寄附金受け入れに係る経過

日 付	内 容
平成26年 10月20日	知事が中国電力を訪問し、荻田社長に国による適切な財源措置が実現するまでの原子力防災対策に係る経費負担の協力を申し入れ
平成27年 10月5日	中国電力から県の要請に応じ協力する旨の回答
12月21日	11月議会において、中国電力からの寄附金を受け入れるための「鳥取県原子力防災対策基金」に係る条例（鳥取県基金条例の一部改正）を可決
平成28年 2月	中国電力から寄附金を受け入れ（6億円）
平成29年 6月27日	原子力防災対策に係る経費について、引き続き事業者として国による適切な財源措置が実現するまでの必要な負担を行うよう中国電力へ文書で申し入れ
平成30年 1月31日	中国電力から県の要請に応じ協力する旨の回答
3月	中国電力から寄附金を受け入れ（2.6億円）
令和2年 1月16日	国による適切な財源措置が実現するまでの原子力防災対策への協力（相応の経費負担）について中国電力へ文書で申し入れ
2月5日	中国電力から県の要請に応じ協力する旨の回答
3月	中国電力から寄附金を受け入れ（3.2億円）
令和3年 9月15日	知事が中国電力芦谷副社長に、原子力防災対策経費については、現行の単発的な寄附金という形ではなく恒久的な財源の設定について要請

2 寄附金の受入・活用状況

(1) 寄附金の受入状況

- ・平成27年度 6.0億円（主にH27年度からH29年度で執行）
- ・平成29年度 2.6億円（主にH30年度、R1年度で執行）
- ・令和元年度 3.2億円（主にR2年度、R3年度で執行）
- 計 11.8億円

(2) 寄附金の活用状況（令和3年度当初予算時点までの累計額）

支出額累計 11.6億円

<内容>

- 職員人件費（原子力安全対策関連） 792百万円
- 2市交付金（米子市・境港市） 280百万円
- 事業費 88百万円
- （内訳）
 - ・大型車両除染システム整備 37百万円
 - ・原子力災害時の実動機関連拠点の整備 25百万円
（テレビ会議システム等）
 - ・その他 26百万円

電 原 総 第 2 4 号
平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日

鳥 取 県 知 事
平 井 伸 治 様

中 国 電 力 株 式 会 社
取 締 役 社 長
荻 田 知 英

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準
に係る安全対策について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、東京電力㈱福島第一原子力発電所での事故以降、島根原子力発電所において緊急安全対策及びシビアアクシデント対策など、安全性をより一層向上させるための対策を実施しております。

これらの対策につきましては、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）の改正に伴う新たな規制基準（新規制基準）が本年7月8日に施行されたことから、原子炉設置変更許可などの申請手続きを行い、新規制基準への適合性について国の審査を受ける必要があります。

つきましては、島根原子力発電所2号機におけるこれらの対策について「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」（平成23年12月25日付）第6条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

当社といたしましては、島根原子力発電所の安全性を不断に追求し続けるとともに、地域の皆様方のご理解を得られるよう努めてまいりますので、何卒よろしくごお願い申し上げます。

敬 具

<添付書類>

- ・島根原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉施設の変更）
- ・原子炉設置変更許可申請の概要について（島根原子力発電所2号機）

第 201300148743 号
平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 荻田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について (回答)

平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 宍道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

島原本企第14号
2021年9月15日

鳥取県知事
平井伸治様

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
清水希茂

島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性審査に係る
原子炉設置変更許可について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より島根原子力発電所の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、島根原子力発電所2号機における新規制基準への適合性について、2013年12月25日、原子炉設置変更許可申請を原子力規制委員会に行い、その後、同委員会による審査を受けておりましたが、本日、原子炉設置変更許可をいただきました。

この件については、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づき、当社から、平成25年11月21日付電原総第24号により報告をさせていただき、同年12月17日付文書でご回答をいただいておりますが、このたびの原子炉設置変更許可に際し、改めてご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、上記ご回答に際してご要請いただいております事項については、今後もしっかりと対応してまいりますので何卒よろしくお願い申し上げます。

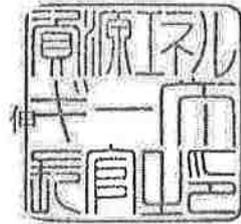
敬 具

経 済 産 業 省

20210915 資庁第1号
令和3年9月15日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

資源エネルギー庁長官 保坂



中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴殿には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

原子力については、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい規制水準（以下「新規制基準」という。）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることが政府の方針です。

島根原子力発電所2号炉については、令和3年9月15日、原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われました。これにより、島根原子力発電所2号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されました。

したがって、国として、エネルギー基本計画に基づき、別紙のとおり、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めてまいります。

このような方針を踏まえ、今後、鳥取県をはじめ、関係自治体等の皆様に対し、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容等を丁寧に説明してまいります。

こうした国の対応について、ご理解とご協力を賜るようお願い申し上げます。

経 済 産 業 省

令和3年9月15日

経済産業大臣 梶山 弘志

中国電力株式会社島根原子力発電所2号炉の再稼働へ向けた政府の方針について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から10年超が経過し、これまでに10基の原子力発電所が、原子力規制委員会により新規規制基準を満たすと認められ、再稼働しました。しかしながら、今なお、国民の皆様の中に再稼働に対する不安の声があることは承知しています。

一方、世界各国が参加するパリ協定が発効し、気候変動問題は人類共通の喫緊の課題として世界各国が取り組まねばならないものとして認識されています。こうした世界的な状況も踏まえ、我が国は昨年10月に「2050年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、本年4月には、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標として、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるとの新たな方針を示しました。この実現に向け、あらゆる選択肢を追求していく中で、安全確保を大前提とした上で、脱炭素電源である原子力発電の活用は、責任あるエネルギー政策を実行していくために欠かすことができないものと考えています。

エネルギー基本計画においては、原子力発電は重要なベースロード電源であり、安全性の確保を最優先に再稼働を進めていく方針としています。

その上で、原子力政策が直面している最大の課題は、原子力に対する社会的信頼の回復にあります。エネルギー・原子力政策に責任を有する経済産業大臣として、原子力に対する社会的信頼を回復できるよう、先頭に立って最善を尽くします。

このような認識の下、国として、下記の方針に従って、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めてまいります。

1. 原子力については、エネルギー基本計画において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい規制水準（以下「新規制基準」という。）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしている。
2. 島根原子力発電所2号炉については、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより、島根原子力発電所2号炉については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。
したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、島根原子力発電所2号炉の再稼働を進めることとする。
3. このような政府の方針について、エネルギー基本計画等に基づき、政府として、立地自治体等の関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容等を丁寧に説明していく。
4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。
5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可等所要の法令上の手続きが進められた上で行われる。さらに、再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。

島根原発2号機 審査結果

- 2013（平成25）年12月25日の申請以来、約7年9カ月が経過し、これまでに審査会合は184回開催され、現地調査は6回実施された。
- 9月15日の原子力規制委員会定例会合で2号機が新規制基準に適合していることを示す「審査書」が決定され（審査合格）、同日、原子炉等設置変更許可が交付された。
- 新規制基準適合性審査合格は、全国で10原発17基目、福島第一原発と同じBWR（沸騰水型炉）では柏崎刈羽6・7、東海第二、女川に続き5基目となる。

<当初申請からの主な変更点>

1 地震・津波関係（自然現象）

- 宍道断層の評価長さ：約22km → 約39km
- 震源を特定して策定する地震動：宍道断層（約39km）と前面海域断層（約48km）
- 震源を特定せず策定する地震動：2004年留萌支庁南部地震と2000年鳥取県西部地震
- 基準地震動の見直し：最大600ガル → 最大820ガル
- 防波壁西端部の地山において地すべりの可能性が否定できないため、岩盤まで土を撤去
- 基準津波の見直し：9.5m → 11.6m（防波壁15m）
- 火山灰層厚の見直し：2cm（韓国の鬱陵島） → 56cm（三瓶山）
- 竜巻による最大風速：69m/s → 92m/s

2 プラント関係

- 防波壁：耐震補強と津波漂流物（漁船を想定）の衝突対策を追加
- 常設代替電源（ガスタービン発電機）：可搬型（発電機車）から常設型に変更
- フィルタ付ベント設備の強化：放射性ヨウ素除去を強化するためフィルタを追加設置
（粒子状の放射性物質除去99.9%と無機ヨウ素99%に加え、有機ヨウ素98%を除去できるようにした。）
- 水素爆発防止のために、触媒式水素処理装置を設置
- 緊急時対策所：免震重要棟に加えて耐震構造の緊急時対策所を設置
- 重大事故時における運転員の被ばく低減のために、原子炉制御室内に待避室を設置

3 バックフィット（申請後、新たに求められたもの）

- 火山灰層厚の見直し：2cm（韓国の鬱陵島） → 56cm（三瓶山）【再掲】
- 有毒ガス防護の対応
- 炉心溶融により原子炉格納容器の健全性が失われないよう床面にコリウムシールド（耐熱材）を設置
- 原子炉内の圧力と温度を低下させるために常設の冷却設備（残留熱代替除去系）を追加設置

顧問会議意見

- ① 顧問会議は、鳥取県から付託を受け、島根2号炉の新規制基準適合性審査の内容等について、専門的観点から審議を行った。
- ② 原子炉施設の稼働は、安全を第一義に行われるべきものであることから、福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合していることによる「安全性」の確認がまずもって求められる。
- ③ 原子力規制委員会による島根2号炉の審査は約7年9カ月に及び、その内容は広範かつ高度に専門的である。顧問会議では、審査の申請が行われた2013年以降、会議を12回開催し、国及び中国電力から新規制基準への対応や安全対策の取組等について説明を受け、各顧問がそれぞれの専門分野から抽出した論点について、審査内容を慎重に確認した。
- ④ また、現地視察を実施し、フィルタベントや原子炉冷却設備・注水設備などシビアアクシデント対策、地震や津波、竜巻といった自然現象への対策をはじめ、鳥取県等が対応を求めた汚染水対策工事、中国電力の自主的な安全対策設備など、島根2号炉の安全性向上の取組について確認を行った。
- ⑤ これにより、顧問会議は、島根2号炉の新規制基準の各事項について、原子力規制委員会による最新の科学的・専門技術的知見に基づく厳正な審査が行われ、顧問が専門的観点から抽出した論点について、適切な対策が講じられ、中国電力の自主的な安全対策により、島根2号炉の安全性を確保するために必要な対策が講じられていることを確認した。
- ⑥ なお、規制要求を満足することは当然のことであり、引き続き最新の科学的・技術的知見を適切に取り入れて、安全性向上に努めること、さらに安全対策の信頼性を高め、機器の冗長化や機器間の従属性等を考慮した設計を行うこと、緊急時の予測困難な事態にも対応できるよう人材育成を進めることを求める。
- ⑦ 最後に、原子炉施設の稼働においては、地域住民の信頼が何よりも重要である。中国電力に対しては、協力会社を含めた社員一人ひとりが常に安全を第一に考え、地域住民に安心していただけるよう、原子力安全文化の醸成に努め、住民等へのわかりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求める。